

碧南市物品等電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、碧南市契約規則（平成5年規則第1号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領の規定は、電子入札において碧南市入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、入札者心得書の規定を準用する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札・開札等の手続きをいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札・開札等の手続きをいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を締結する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、一般財団法人

人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 契約担当者

規則第2条第1号で規定する者で電子入札システムを利用する入札案件の案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続きを担当する職員をいう。

(11) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(電子入札の対象)

第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、契約担当者が電子入札に付することが適当でないと認めるものは除くものとする。

区 分	契約方式
物品購入・物品借入及びその他委託（工事関係委託を除く。）	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・公開見積競争（オープンカウンタ）

(電子入札システムを利用できる者)

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムにより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号により電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより電子入札システムに再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

登録済みのＩＣカード及び新たに取得したＩＣカードを用いて電子入札システムに
ＩＣカードの更新の登録を行う。

(ＩＣカードの名義人)

第7条 ＩＣカードの名義人は、碧南市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人
の代表者とする。ただし、代表者から本市の入札に関する権限の委任を受けた者（以下
「受任者」という。）がいる場合は、受任者とする。

2 ＩＣカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムによ
り申請内容の変更の手続を行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人
のＩＣカードに更新しなければならない。

(ＩＣカードの不正使用等における取扱い)

第8条 入札参加者が、ＩＣカードを不正に使用等した場合は、次に掲げる取扱いができ
るものとする。なお、ＩＣカードの不正使用等とは、他人のＩＣカードを不正に取得し、
名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとした場合等をいう。

(1) 開札までに不正使用等が判明した場合

当該案件への入札参加資格を取り消すとともに、既に入札済みのものは、当該入札を
無効とする。

(2) 落札決定後、契約締結前までに不正使用等が判明した場合

落札決定を取り消す。

(3) 契約締結後に不正使用等が判明した場合

契約を解除する。

(案件登録等)

第9条 契約担当者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札シス
テムに登録し、公開するものとする。

(競争入札参加資格確認申請書の提出)

第10条 一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより当該入札に参
加するために必要となる資格を有することを証明する書類を添付し、電子署名及び電子
証明書（以下「電子署名等」という。）を付した競争入札参加資格確認申請書（様式1）
を申請期間内に契約担当者へ提出しなければならない。

(入札参加資格の確認)

第11条 契約担当者は、前条の競争入札参加資格申請書を受領したときは、入札参加者
名簿等により参加資格の有無を確認し、その結果を記載した競争入札参加資格確認通知
書（様式2）を電子入札システムにより送信するものとする。

2 前項の通知書を受領した者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認す
るものとする。

(指名の通知)

第12条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書（様式3）

を電子入札システムにより送信するものとする。

- 2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認するものとする。

(入札書の提出)

第13条 電子入札参加者は電子入札システムにより入札書（見積書を含む。第24条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。）を作成し、電子署名等を付した上で、入札受付期間内に提出するものとする。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムより見積用暗証番号を入力するものとする。

(紙入札の承認)

第14条 電子入札案件において紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時まで紙入札参加承認願（様式4）（以下「承認願」という。）により契約担当者の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、契約担当者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

- (1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の受付中の場合

- (2) ICカードの破損等のため、再取得の受付中の場合

- (3) パソコン等のシステム障害

- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者の責によらないやむを得ない事由があるものと認められる場合

- 3 契約担当者は、紙入札での参加の可否を、紙入札参加審査結果通知書（様式5）により通知しなければならない。

- 4 紙入札の承認を受けた入札参加者（以下「紙入札参加者」という。）は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第15条 紙入札の承認願、書面による競争入札参加資格確認申請書及び入札書（様式6）は、契約担当者へ提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出する書類には、契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑を押印して提出するものとする。

- 3 書面による競争入札参加資格確認申請書、入札書の受付期間については、特段の指示のない限り、電子入札システムによる受付期間と同一とする。

- 4 当該電子入札案件が、単価契約等の場合、入札書の書式にかかわらず、契約担当者は別途書式を示すものとし、紙入札参加者はその指示に従うものとする。

(入札の辞退)

第16条 電子入札参加者が電子入札を辞退するときは、入札受付期間内に電子入札システ

ムにより、契約担当者へ辞退届（様式7の1）（第24条に規定する再度入札にあつては、再入札辞退届（様式7の2））の送信を行うものとする。

ただし、紙入札を認められた場合においては、入札受付期間内に書面による辞退届を提出するものとする。この場合において、前条第2項の規定に準ずるものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

（入札参加資格の失効）

第17条 開札日までに入札参加資格停止の処分又は排除措置を受けた者は、入札参加資格を失う。

2 入札参加資格を失った者が、既に入札書を提出していた場合は無効とする。

（入札の中止）

第18条 契約担当者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、契約担当者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

（開札予定日時等の変更）

第19条 契約担当者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者等に対し、電子入札システムにより日時変更通知書（様式8）を送信するものとする。

（開札）

第20条 開札は、契約担当者が事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 入札参加者は、開札への立会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

3 紙入札がある場合、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に開札を行うものとする。

4 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

（電子くじによる落札者の決定）

第21条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

（落札者の決定の通知）

第22条 落札者を決定した場合は、契約担当者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書（様式9）を送信するものとする。

（保留の通知）

第23条 契約担当者は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、入札

参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書（様式10）を送信するものとする。

（再度入札）

第24条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに契約担当者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書（様式11）を送信するものとする。

3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、契約担当課へ持参提出することで再度入札に参加できるものとする。

4 再度入札の回数については、1回とする。

5 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。

（不調）

第25条 契約担当者は、落札者がなく不調となった場合は、入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書（様式12）を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第26条 紙入札参加者に対する第18条第2項、第19条、第22条、第23条、第24条第2項及び第25条の通知は、電話又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第27条 契約担当者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合（オープンカウンタによる場合を除く。）は、その結果を入札情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

（電子入札システムによる提出）

第28条 電子入札システムにより送信された競争入札参加資格確認申請書、入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するものとする。

（電子ファイルの提出）

第29条 入札参加者は、契約担当者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

2 前項の電子ファイルの容量、ファイルの圧縮形式、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式についてはあいち電子調達共同システム（物品等）で定めるところによるものとする。

- 3 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新パターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウィルス感染のチェックを行わなければならない。
- 4 契約担当者は、電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、資料の提出方法等について協議するものとする。
- 5 電子ファイルによる送信ができない場合については、契約担当者の指示するところにより、郵送又は持参により提出できるものとする。その場合の提出期限については、特段の定のない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第30条 規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札
- (3) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (4) 入札において積算内訳書等の資料の提出を求めたにもかかわらずこれを提出しない者のした入札

(障害時に関する手続)

第31条 案件登録後、契約担当者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと契約担当者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

- 2 前項の規定により紙入札に変更する場合は、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で次に掲げる事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書(様式13)により通知するものとする。
 - (1) 入札方法を紙入札に変更したこと。
 - (2) 既に完了している電子入札システムによる手続は有効なものとして取り扱うこと。
 - (3) 既に送信された入札書は無効とすること。
 - (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと。
 - (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(その他)

第32条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、市長が定める。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。